

習志野市ガス及び水道の供給に係る事前協議、本支管工事等の申請等の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ガス及び水道の供給に係る事前協議（以下「事前協議」という。）、本支管工事の申請等の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「本支管」とは、ガス又は水を導くための管のうち原則として道路に並行して設置されるものをいう。

2 この要綱において「供給管」とは、ガスの本支管から分岐して個別の利用者にガスを供給するために設けられた管のうち、利用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。

3 この要綱において「内管」とは、供給管から延長した管であって、前項の境界線からガス栓まで至るものをいう。

4 この要綱において「給水管」とは、水道の本支管から個別の利用者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。

5 この要綱において「本支管等」とは、本支管、供給管、内管、給水管及びそれらの付属設備をいう。

6 この要綱において「増径」とは、道路に設置されている既設本支管を現に設置されている管より口径の大きい管に入れ替えることをいう。

7 この要綱において「工事費」とは、本支管等を設置するための工事に必要な材料費、労務費、諸経費等をいう。

(事前協議の対象)

第3条 ガス又は水道の供給を受けるもののうち次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、企業管理者（以下「管理者」という。）と事前協議をしなければならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定により協議を必要とする場合

(2) 本支管を新設する必要がある場合

- (3) ガス又は水道の需要が増加することとなる計画がある場合であって、別表第1又は別表第2に掲げる条件における使用者の件数を超えることにより既設本支管を増径する必要性が考えられるとき。
- (4) 直結増圧給水装置を用いた水道の供給（以下「直結増圧式給水方式」という。）を受けようとする場合
- (5) 水道の供給を受けようとする土地又は既に水道の供給を受けている土地であって、その前面道路に既設本支管がある場合にあっては当該既設水道本支管から、その前面道路に本支管を新設する場合にあっては当該新設する本支管から高さ9.5メートル以上の位置に給水装置を設置し、当該給水装置を用いた水道の供給（以下「3階直結直圧式給水方式」という。）を受けようとする場合
- (6) ガスの既設本支管から呼び径50ミリメートル以上の供給管を分岐しようとする場合であって、その供給管の口径が既設本支管の口径の2分の1を超えるとき
- (7) 水道の既設本支管から呼び径75ミリメートル以上の給水管を分岐しようとする場合
- (8) 2.5キロパスカルを超える圧力のガス供給を必要とする場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めた場合  
（事前協議の申請）

第4条 前条の事前協議を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、ガス・水道の供給に係る事前協議申請書（別記第1号様式）に関係図書を添付し管理者に提出しなければならない。

（事前協議の回答）

第5条 管理者は、前条又は次条の申請があった場合は、次の各号に掲げる事項を記載した回答書を審査した日から遅滞なく申請者に交付するものとする。

- (1) 既設本支管の口径
- (2) 増径の必要性の有無
- (3) 本支管を新設し、又は増径する必要がある場合は、その口径
- (4) 供給管及び給水管の口径
- (5) ガスメーター及び水道メーターの仕様並びに数量

- (6) 本支管を新設し、又は増径する必要がある場合は、その設置方法
  - (7) 習志野市給水条例（昭和41年条例第45号。以下「給水条例」という。）第30条の3に規定する開発負担金の額
  - (8) 習志野市ガス供給条例（平成8年条例第11号。以下「ガス供給条例」という。）第11条第2項に規定するガス本支管工事費の本市負担額
  - (9) 直結増圧式給水方式によって給水を受けようとする場合は、その可否
  - (10) 3階直結直圧式給水方式によって給水を受けようとする場合は、その可否
- (再協議)

第6条 前条の回答書の交付を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者と再度事前協議をしなければならない。

- (1) 開発行為又は建築工事等の仕様変更等の事由により、回答書において記載した新設又は増径する本支管の口径、開発負担金の額若しくはガス本支管工事費の本市負担額を変更しなければならないおそれがある場合
- (2) 回答書の交付を受けた日から起算して1年を経過した日以後において、次条の規定による申請をしようとする場合
- (3) その他管理者が特に必要と認めた場合

2 前項の事前協議を申請しようとする者は、ガス・水道の供給に係る事前協議（再）申請書（別記第2号様式）に関係図書を添付し管理者に提出しなければならない。

(本支管工事の申請)

第7条 申請者は、第5条の回答書において本支管を新設し、又は増径をする必要があるとの回答があった場合であって、その回答に同意したときは、本支管工事申請書（別記第3号様式）に関係図書を添付し管理者に提出しなければならない。

(本支管等の工事費等の提示)

第8条 管理者は、申請者から前条に規定する本支管工事（本支管及び付属設備の工事をいう。以下同じ。）の申請があった場合は、本支管工事の設計及び見積りを行い、申請者が負担すべき本支管工事の工事費及び給水条例第30条の3に規定する開発負担金の額（以下「工事費等」という。）を記載した見積書

及び工事費等を納付するための納入書等を作成後遅滞なく申請者に交付するものとする。

2 管理者は、前条に規定する本支管工事の申請のほか、供給管、内管又は給水管に係る工事の依頼があった場合は、申請者が負担すべきそれらの工事費を記載した見積書及びそれらの工事費を納付するための納入書等を申請者に交付するものとする。

3 前項の見積書及び納入書等の交付は次の各号によるものとする。

(1) 供給管及び内管の工事については、第1項に規定する本支管工事の見積書及び納入書等のほか、別途交付するものとする。

(2) 給水管工事については、第1項に規定する本支管工事の見積書及び納入書等に併せて一体のものとして交付するものとする。

(本支管工事の施行)

第9条 管理者は、前条の本支管等の工事費等の納付を確認した場合は、申請者が本支管等の工事内容及び見積額に同意したものとみなし、速やかに本支管等の工事を施行する業者を入札等により決定するものとする。ただし、ガス本支管工事において、その費用が習志野市ガス供給条例第11条第2項の規定にする本市の負担額を超えなかった場合は、供給管及び内管の工事費の納付を確認し、及び申請者からの本支管工事着工依頼書（別記第4号様式）の提出があったときに入札等により業者を決定するものとする。

(本支管工事等の精算)

第10条 管理者は、申請者の申請に基づく工事が適正に完了したことを確認した場合、本支管等の工事費等を精算するものとする。

2 前項の精算により、申請者が納付した額と工事完了後の精算額に著しい差異が生じた場合は、管理者は遅滞なく追徴又は還付する。

3 管理者は、第1項の精算後、工事費等を還付する必要がある場合はその旨を申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の通知があった場合は管理者に工事還付金請求願（別記5号様式）を提出することにより還付金を請求することができる。

(道路整備後の届出)

第 1 1 条 申請者は、道路が存在しない場所に新たに道路を整備し、その道路に本支管等を新設した場合は道路整備完了届（別記第 6 号様式）に関係図書を添付し管理者に提出しなければならない。

(事務の代行)

第 1 2 条 申請者は、事前協議の申請及び再申請において、事前協議申請委任状（別記第 7 号様式）を管理者に提出することにより、その事務を代理人に行わせることができる。

2 申請者は、本支管工事の申請において、本支管工事申請委任状（別記第 8 号様式）を管理者に提出することにより、その事務を代理人に行わせることができる。

3 申請者は、本支管等の工事費等の納付について、本支管工事費納付及び還付金受領委任状（別記第 9 号様式）を管理者に提出することにより、本支管等の工事費等の納付及び精算後の追徴金の納付並びに還付金の受領を代理人に行わせることができる。

(私道等の承諾)

第 1 3 条 本支管等の工事を施行することとなる土地が道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 条に規定する道路以外の私道又は私有地である場合は、申請者は、本支管等の工事を施行することに関しその土地の所有者から承諾を得て土地使用承諾書（別記第 1 0 号様式）を工事費等を納付する日までに管理者に提出しなければならない。

(周辺町会長の同意)

第 1 4 条 本支管等を設置することとなる既存道路の幅員が 4 メートル未満の場合又は本支管等の工事の施行において車両通行止めとする必要がある場合は、申請者は、第 9 条の本支管等の工事を施行する業者が決定する日までに本支管等の工事を施行する地区周辺の町会長又は自治会長から車両通行止めによる工事の同意を得て管理者に車両通行止同意書（別記第 1 1 号様式）を提出しなければならない。

(施設設置基準の適合)

第15条 申請者は、新設することとなるガス及び水道の本支管等について管理者が別に定めるガス及び水道本支管に係る施設設置基準に適合するよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3号） 低圧ガス事前協議対象表

既設本支管延長数 既設本支管口径	Q m a x 6 m <sup>3</sup> / h 以下のガスメーター を設置している既存使用者の件数				
	10m	20m	30m	40m	50m
φ 50mm	31件	16件	12件	10件	8件
φ 75mm	122件	78件	61件	53件	42件
φ 100mm	279件	178件	145件	125件	112件
φ 150mm	863件	610件	471件	407件	364件

別表第2（第3条第3号） 水道事前協議対象表

既設本支管延長数 既設本支管口径	20mm以下の水道メーターを設置し ている既存使用者の件数				
	10m	20m	30m	40m	50m
φ 50mm	21件	13件	10件	7件	7件
φ 75mm	45件	26件	21件	15件	14件
φ 100mm	115件	69件	51件	43件	35件
φ 150mm	390件	268件	215件	184件	163件

ただし、既設本支管に消火栓が設置されている場合は、この限りでない。

※ 標記のない口径については、別途協議するものとする。